

# 治療用装具作製の注意点

## 支給対象となる4つの要件

1

治療遂行上、必要不可欠であること

2

保険診療範囲内では対処方法がないもの

3

厚労省が定めた基本工作法にもとづくオーダーメイド品であること（原則）

4

症状固定前に作製されたもの

## 支給対象とならない例

×

- ・ 日常生活の向上・改善・利便性を目的とするもの
- ・ 原因疾患の解消目的ではなく、単に症状の緩和や除痛を目的とするもの
- ・ スポーツ目的に装着するもの
- ・ 美容を目的としたもの
- ・ 補聴器や近視等の眼鏡
- ・ 保険診療範囲内の医療処置で治療可能なもの
- ・ 症状固定後に使用するもの（市区町村の福祉制度の対象となります）
- ・ 支給対象と認められる既製品以外の、一般流通している既製品や加工品

## これが守られていないと支給できません

- ① 医師が患者を診察し、治療遂行上「治療用装具」が必要と認める
- ② 医師の指示により治療用装具が製作又は購入される
- ③ 医師が患者を診察し、患者・医師・義肢装具士の立ち合いのもと装着確認を行う
- ④ 患者等が治療用装具に係る代金を補装具政策事業者等に支払う
- ⑤ 事業者等が患者に対して領収書を発行する ※その他、支給基準等に照らし審査を行います



大阪金属問屋健康保険組合では保険給付の適正化を図るため、詳しく審査をした上で支給決定を行っています。  
そのため申請から支給決定まで3～4か月程度かかります。  
必要に応じて照会等を行い、6ヶ月以上かかる場合もございます。  
ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。